

令和6年1月吉日

関係者各位

厚生労働省 労働基準局
労働条件政策課
＜受託事業者＞
株式会社富士通総研

「バス運転者 労働時間等の改善のための基準 学習テキスト」
の訂正のお知らせとお詫び

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般お送りさせて頂きました「バス運転者 労働時間等の改善のための基準 学習テキスト」において誤記がありました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

つきましては、大変お手数おかけしますが、配付先へのご周知の程よろしくお願いたします。この度はご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

正誤箇所	誤	正
26 頁 第4章-第1項-問題A 問題文	<u>1か月の拘束時間</u> は、 [①] 時間以内であり、 これを延長する場合でも [②] 時間が上限。	<u>1日の拘束時間</u> は、 [①] 時間以内であり、 これを延長する場合でも [②] 時間が上限。

近日中に「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に訂正版の掲載を予定しておりますので、印刷等の対応をよろしくお願いたします。

※自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



＜問合せ先＞ 厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課
TEL : 03-5253-1111 (内線 5525)
＜受託事業者＞ 株式会社富士通総研
TEL (担当 田村) : 050-3459-2298